

おおるりメゾンド浜町の入居者を募集します



受付期間・場所

4月28日まで（土日祝日を除く）の「午前8時30分～午後5時まで」 建設課又は各支所

抽選会

5月13日 午前10時（時間厳守）役場本庁（必ず印鑑及び受付番号表を持参のうえ出席）

募集住戸情報

山都町下市53番地1 地域優良賃貸住宅 1戸 2LDK 64.84㎡（令和4年度建設・鉄骨造・全洋室）※オートロック、宅配ボックス、各部屋電気自動車コンセント付、屋内交流スペース有（41.1㎡）

家賃等（いずれも月額）

家賃43,000円、共益費6,500円、駐車場代2,000円/台（1戸あたり2台まで）

入居資格

- ①自ら居住するために住宅を必要とする者であること。
- ②次のいずれかに該当する世帯であること。
 - ア 子育て世帯（同居者に18歳未満の者又は妊娠している者がいる者。）
 - イ 新婚世帯であって、妻の年齢が43歳を超えていないこと。
 ※新婚世帯とは配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）を得て5年以内の者がいる者をいう。
- ③所得が、月額68,000円を超え487,000円以下であること。（所得金額から扶養等控除した額を12か月で除した額）
- ④その属する世帯の世帯員に町税その他の町が徴収する料金等の滞納がないこと。
- ⑤暴力団員でないこと。

申込時提出書類

- ①入居申込書兼同意書 ②住民票（入居者全員） ③所得証明書（入居者全員。無職であっても提出）
 - ④税の滞納がない証明書（納税義務者全員） ⑤料金等滞納照会に係る同意書（納付義務者全員）
- ※入居者全員がマイナンバーカードをお持ちであれば、②住民票・③所得証明書の提出を省略することができます（ただし、町外に住民票・所得情報がある方が申し込む場合を除く）。

入居者の選定方法

応募者多数の場合は抽選により決定する。

入居資格の喪失と住宅の明渡し（重要）（山都町すくすく子育て支援住宅条例第29条、30条）

町長は入居者が次に掲げる要件のいずれかに該当した場合にあっては、入居資格喪失者として認定し、期限を定めて住宅の明渡しを請求します。

- ①その同居する子ども（複数あるときは最年少である子どもに限る。）の年齢が18歳に達した日以後最初の3月31日を迎えたとき。
 - ②子どもを有しない状態で、妻の年齢が43歳に達したとき。
 - ③婚姻関係を解消し、又は事実上婚姻関係と同様の事情が解消された場合であって、当該解消後、継続しようとする世帯が子育て世帯に該当しないとき。
 - ④入居者の所得が月額487,000円を超えたとき。
- ※上記以外の詳しいことにつきましては、建設課までお問い合わせください。

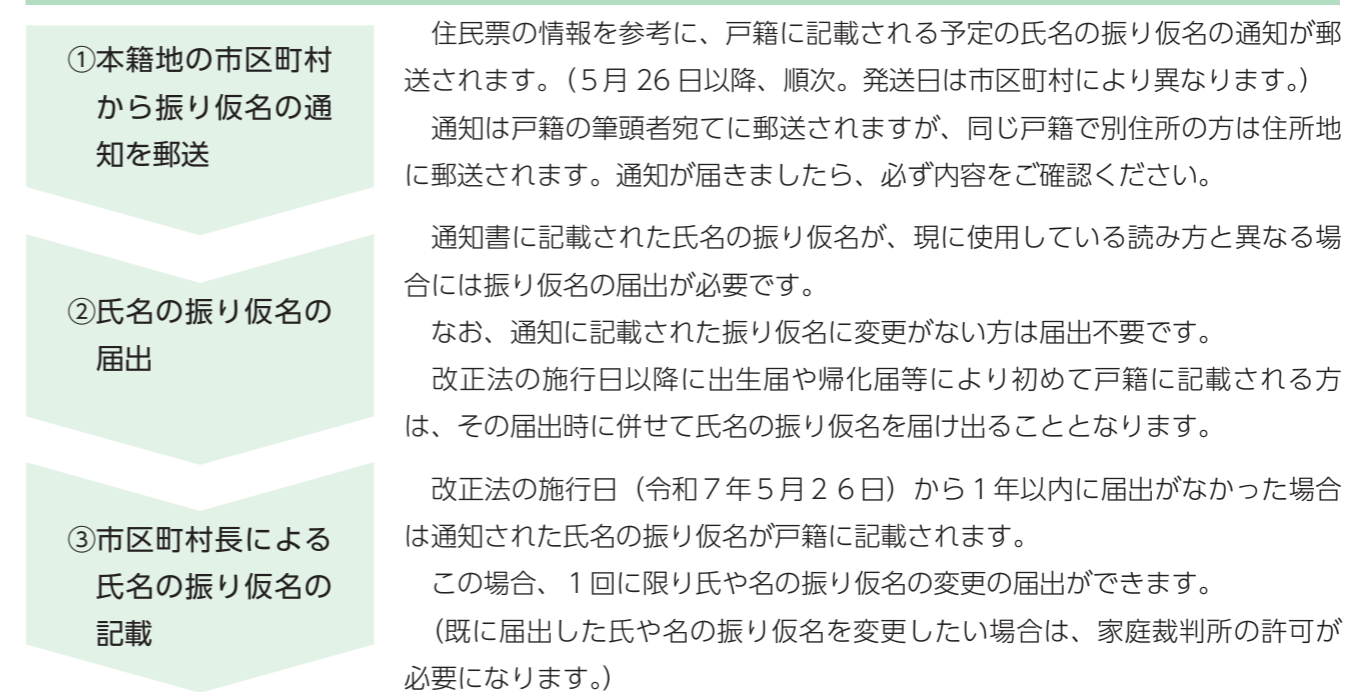
問合せ 建設課 ☎72-1145

戸籍に氏名の振り仮名が記載されます



これまで氏名の振り仮名は戸籍の記載事項とされていませんでしたが、戸籍法の改正により、令和7年5月26日以降、新たに氏名の振り仮名が戸籍に記載され、公証されることになりました。

1. 氏名の振り仮名が記載されるまでの流れ



2. 具体的な届出の方法について

氏の振り仮名の届出と名の振り仮名の届出は、それぞれ届出をすることができる方が異なります。

届出名	届出人
氏の振り仮名の届	原則として戸籍の筆頭者が単独で届け出ることとなります。 筆頭者が除籍されている場合は、その配偶者、その配偶者も除籍されている場合は、その子が届出人となります。
名の振り仮名の届	既に戸籍に記載されている方がそれぞれ届出人となります。 ※15歳未満の方の届出は、親権者等の法定代理人が行うこととなります。

届け出先について

氏名の振り仮名の届出については、当該届出をする方の本籍地又は所在地の市区町村に行うこととなりますが、窓口への出頭、郵送のほか、マイナポータルを利用したオンラインによる届出が可能です。

届出に必要なもの

通知された氏名の振り仮名と異なる届出をする際に、一般的に認められているものでない読み方を用いている場合は、「読み方が通用していることを証する書面」として、パスポートや預金通帳等を併せて提出していただく必要があります。

3. 詐欺にご注意ください！

振り仮名の届出に手数料はかかりません。また、届出をしなくても罰則はありません。

制度の詳細は、法務省ホームページをご参照ください

戸籍 振り仮名

戸籍制度 マスコットキャラクター「コセキツネ」

問合せ 税務住民課 ☎72-1172